

報告第2号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成21年3月26日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 405,535円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

平成21年2月13日 専決処分

説 明

平成20年12月19日午後2時58分頃、職員が乳幼児栄養訪問のため、公用車で鉄南2丁目通を東から西に運転走行中、東3条南1丁目6番地（鉄南東3条西仲通との交差点）にて、赤点滅信号を見落として進入したところ、鉄南東3条西仲通を南方向へ走行中の [REDACTED] さん運転の軽乗用車前面と衝突し損傷させたものであります。

# 位置図(参考図)

